最良執行方針等

この最良執行方針等は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託投資証券) 等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

※グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第4号に規定される「取扱有価証券」については、当社ではお取扱いしません。

- 2. 最良の取引の条件で執行するための方法
 - (1) 当社は、お客様からいただいた上場株券等に関する注文を、速やかに、国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会外に受注した委託注文については、その後、金融商品取引所市場における売買立会の注文の受付が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
 - (2) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。複数の金融商品取引所市場へ上場(重複上場)されている場合には、株式会社QUICKの情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される金融商品取引所市場(主市場)に取り次ぎます(※)。当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋(セントレックス含む)、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが(株価情報ツールの株価情報画面から注文画面に遷移した場合は、当該株価情報画面で参照していた金融商品取引所市場が選択されます。)、お客様は、当該注文画面で、希望する金融商品取引所市場へと変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた金融商品取引所市場において執行いたします。
 - ※ 日本株取引ツール「トレードステーション」を利用する場合において、「トレードステーション」の注文画面では、証券コードを入力して検索した際に表示される金融商品取引所市場(主市場)へ取り次ぎます。当該市場は、株式会社野村総合研究所所定の計算方法により一定期間の値付率と売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋(セントレックス含む)、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。お客様は、金融商品取引所市場(主市場)を、希望する金融商品取引所市場へ変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた金融商品取引所市場において執行いたします。

また、証券コードを確認するために用いる銘柄検索画面において、「主市場のみ表示」を選択している場合についても、株式会社野村総合研究所が一定の基準で決定した金融商品取引所市場(主市場)を表示します。銘柄検索画面で「主市場のみ表示」を選択していない場合は、銘柄選択時に証券コードとともにお客様が希望する金融商品取引所市場を指定する必要がありますが、この場合、当社は、お客様からご指示いただいた金融商品取引所市場において執行いたします。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は、流動性、約定可能性、取引のスピード等に優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

- 4. その他
 - (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ①お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

当該ご指示いただいた内容で当社が合意した執行方法

- ②取引約款等において執行方法を特定している取引 当該取引約款等において特定している執行方法
- ③単元未満株の取引

単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

④信用取引の決済注文

新規建てを行った金融商品取引所市場で執行する方法

- (2) 当社が最良執行を行う場合は受注時の主市場となります。したがって、受注時と執行時の主市場が異なることがあることをご了承ください。
- (3)システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針等に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。